「Y543」、「Y544」、「Y545」及び「Y546」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
Y543	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		紙袋	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
		ファイバ製容器	0.5kg			
Y544	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	2.5kg	30kg	
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		紙袋	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
		ファイバ製容器	0.5kg			
Y545	3	ガラス製又は陶製容器	1kg	5kg	30kg	
		プラスチック製容器	1kg			
		金属製容器	1kg			
		紙袋	1kg			
		プラスチック袋	1kg			
		ファイバ製容器	1kg			
Y546	3	ガラス製又は陶製容器	1kg	10kg	30kg	
		プラスチック製容器	1kg			
		金属製容器	1kg			
		紙袋	1kg			
		プラスチック袋	1kg			
		ファイバ製容器	1kg			

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
3）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
4）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「550」及び「551」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器			
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器
550	2	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	1A2，1B2，1G，1H2，1N2，4A，4B，4D，4F，4C1，4C2，4G，4H1，4H2
		プラスチック製容器	1ℓ		
		金属製容器	1ℓ		
551	3	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	2.5ℓ	
		プラスチック製容器	2.5ℓ		
		金属製容器	2.5ℓ		

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「553」及び「554」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器	包装物当たりの許容容量	容器の種類
553	1	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	2.5ℓ	1A2，1B2，1G，1H2，1N2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2	—	—
		プラスチック製容器	1ℓ				
		金属製容器	1ℓ				
554	2	ガラス製又は陶製容器	2.5ℓ	5ℓ			
		プラスチック製容器	2.5ℓ				
		金属製容器	2.5ℓ				
555	3	ガラス製又は陶製容器	5ℓ	30ℓ		30ℓ	1A1，1B1，1N1，1H1，3A1，3B1，3H1，複合容器
		プラスチック製容器	5ℓ				
		金属製容器	5ℓ				